



4月からDV(ドメスティック・バイオレンス)被害者への支援を拡充します

【担当課】 男女平等推進センター
 (立石5-27-1 ウィメンズパル内)

DVとは、配偶者や恋人など親密な関係の相手から振るわれる暴力のことです。

女性に対するDV相談を週2日に増やします

これまでの月曜日に加え、木曜日にも相談に応じます。

DV被害者相談の証明業務を行います

DV被害者が新住所の登録ができず、行政サービスを受けられない場合に「DV被害の相談を受けた」ことを証明し、行政サービスの手続きができるように支援します。

保護命令関係業務を行います

DV被害者やその子どもなどの安全を守るために、裁判所からの保護命令(接近禁止命令など)発令に必要な面接相談や、裁判所への書面提出などを行います。

葛飾区「女性に対する暴力をなくすためのシンボルマーク」が決まりました

応募作品367点の中から、最優秀賞1点(平山陽一さん・鹿児島市)、優秀賞3点(高田玲華さん・葛飾区)(中村円香さん・世田谷区)(松屋有紀さん・葛飾区)を選考しました。最優秀賞の作品はシンボルマークとして啓発活動のパンフレットなどに使用していきます。



シンボルマークのコンセプト

優しさを連想させるハートとパープルリボンを組み合わせて、女性に対する暴力のない社会をめざすことを表現し、暴力の下に身を置いている人々に勇気を与えようとの願いを込めています。

女性のための無料相談(要予約)

☎相談の予約は

05654-2211

専門カウンセラーや弁護士が面接または電話で相談に応じます。

女性に対するDV相談

月・木曜日
 午前10時～午後5時

法律相談

火曜日
 午後1時30分～4時30分

悩みごと相談

▽月・火・木・金曜日
 午前10時～午後5時
 △水曜日
 午後1～4時・午後5～8時
 (午後5時以降は電話相談のみ・男性も相談できます)
 いずれも祝日・年末年始は除く。

国民年金のお知らせ

平成26年4月1日からの主な変更点
 ▽国民年金保険料は月額1万5250円です。年金支給額は6月から0.7%下がります。

20歳以上60歳未満で、会社などを退職し厚生年金や共済組合などの加入者でなくなった方と、その加入者の扶養に入っていた配偶者(第3号被保険者)は、国民年金第1号被保険者への変更手続きが必要です。手続きには退職証明や離職票など退職日の分かる物、年金手帳、印鑑が必要です。厚生年金や共済組合の扶養認定から外れた場合も手続きが必要です。

手続には、扶養喪失証明書など扶養喪失日が分かるものが必要です。
学生納付特例制度の手続きをお忘れなく
 20歳以上で大学・短期大学・専門学校などの学生の方のうち、本人の前年所得が一定基準額以下の方は、国民年金保険料が納付猶予になる制度があります。所得が一定基準額を超える場合でも、失業したり災害を受けた方などは特例で認められる場合があります。希望する方は、申請してください(申請は毎年度必要です)。申請には学生証の写しや在学証明書などが必要です。

26年度申請の承認期間は26年4月～27年3月です。申請が遅れると、病气やけがで障害の状態になったときに障害基礎年金が受けられない場合があります。

「ねんきん定期便」が送付されています。
 国民年金・厚生年金の被保険者一人一人に、「ねんきん定期便」が日本年金機構から毎年誕生月に送付されます。保険料納付実績や年金の見込額などをご確認ください。
 「ねんきん定期便の問い合わせ」ねんきん定期便専用ダイヤル
 ☎0570(058)555
 IP電話・PHSの方は☎(6700)1144
 【申請・問い合わせ】葛飾年金事務所
 (立石3-7-3)
 ☎(3695)2181
 【申請担当課】 国保年金課(区役所3階315番)
 ☎(5654)8214

聞く 行く 対応
 すぐ すぐ すぐ
こちらすぐやる課です
 月・金曜日(祝日、年末年始を除く)
 午前8時30分～午後5時
☎5654-8448

区 は、区民第一、現場第一の視点で区政のスピードアップをめざしています。すぐやる課は、平成22年の設立以来、1万件を超える相談に対し、全庁をあげて迅速な解決に取り組んできました。また、区で対応できない場合でも、解決へのアドバイスを行いつつ、親切・丁寧な対応に努めてきました。設立5年目を迎え、これからも皆さんの力になれるよう頑張ります。

こんな相談がありました
フクロウが飛来!
 「どこに相談したらいいのかわからない」「こんなことを聞いてもいいのだろうか」という区民の方の最初の相談窓口です。

受付時に担当課が明らかでない場合には、それぞれの担当課に引き継ぎます。ハチの巣の撤去などの危険回避や、現場を見ないと状況や担当課が判断できない場合などは、すぐやる課が現場へ駆け付けます。

何でもやってみるの?
 私有地や私道内については、所有者・管理者がご自身で対応していただくもので、自宅の草むしりなどの個人的なことや、近隣問題への介入などはできません。しかし、解決に向けてのアドバイスや、相談窓口の案内など、できる限りのお手伝いをします。



相談件数トップ5 (平成26年2月末現在)

これまでに寄せられた相談件数 **11,109件**

1位	ハチ	2,991件
2位	道路関連	1,611件
3位	ごみ関連	851件
4位	衛生(犬猫・フン害など)	584件
5位	樹木(街路樹含む)	521件